

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

三朝町長

三朝町条例第6号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第6条 略 2 前項の規定により支給する旅費は、<u>自家用自動車を利用した場合にあっては、議長が別に定める額とする。</u> 3 略	（費用弁償） 第6条 略 2 前項の規定により支給する旅費は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u> （1）<u>在勤地内旅行の旅費については、車賃の実費額（自家用自動車を利用した場合にあっては、議長が別に定める額）</u> （2）<u>外国旅行については、国家公務員の例による旅費</u> 3 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定による改正後の三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。